



鳥取県公報

平成 21 年 6 月 2 日 (火)
第 8 0 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	液化石油ガス販売事業者の認定の取消し (386) (消防チーム) 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (387) (障害福祉課) 2 特定計量器の定期検査の実施 (388) (くらしの安心推進課) 2 土地改良区の合併の認可 (389) (耕地課) 3 土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (390) (〃) 3 保安林の指定の解除の予定 (391) (森林・林業総室) 4 県道の区域の変更 (392) (道路企画課) 4 県道の供用の開始 (393) (〃) 4 出納長の権限に属する事務の一部の委任 (394) (会計指導課) 5
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防チーム) 5 調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 6

告 示

鳥取県告示第386号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第35条の10第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者に係る法第35条の6第1項の規定による認定を取り消したので、法第88条第2項の規定により告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
株式会社 J A いなば燃料センター	鳥取市湖山町五丁目261	代表取締役 小林 功	平成21年5月29日

鳥取県告示第387号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取県知事 平井伸治	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	精神通院医療	平成21年6月1日

鳥取県告示第388号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
北栄町	平成21年7月2日（木）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成21年7月3日（金）	〃	東伯郡北栄町田井7-1 北条農村環境改善センター
琴浦町	平成21年7月6日（月）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場

〃	平成21年7月7日（火）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎
北栄町	平成21年7月14日（火）	〃	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
琴浦町	平成21年7月16日（木）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場
北栄町及 び琴浦町	平成21年8月3日（月）から同月31日 （月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課

鳥取県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成21年6月1日認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 合併により設立する土地改良区
大山町名和土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区
光徳土地改良区
名和土地改良区
庄内土地改良区

鳥取県告示第390号

鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年6月2日から同月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷941・942の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

林道用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷942の41から942の51まで・942の55から942の57まで・942の62から942の64まで・942の67・942の70から942の72まで・942の140・942の142・942の146（以上24筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	米子市末広町293地先から同市末広町298地先まで	変更前	12.0～21.0	166.0
		変更後	13.6～47.0	166.0

鳥取県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年6月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子広瀬線	米子市末広町293地先から同市末広町298地先まで	平成21年6月2日

鳥取県告示第394号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号及び第55号の2に規定する手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医療指導課

主幹 西田 秋美

3 委任期間

平成21年6月1日から同年7月24日まで

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所

(1) 平成21年7月28日（火） 午後1時30分から午後4時30分まで

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

(2) 平成21年7月29日（水） 午後1時30分から午後4時30分まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(3) 平成21年8月17日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで

米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里

- (4) 平成21年8月18日(火) 午前9時30分から午後0時30分まで
米子市錦町一丁目139-3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里
- (5) 平成21年9月8日(火) 午後1時30分から午後4時30分まで
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂

3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防チームに備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成21年6月25日(木)から同年7月7日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県危険物保安協会連合会(〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401)に提出すること。(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付する場合は、平成21年7月7日(火)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。)

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(調理師法附則第3項に規定する者を含む。)で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験の日時

平成21年9月4日(金) 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	鳥取県庁講堂(鳥取市東町一丁目220)
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂(倉吉市東巖城町2)
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂(米子市糀町一丁目160)

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学
(5) 食品学 (6) 食品衛生学 (7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局(以下「生活環境局」という。)とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者については、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成21年6月29日（月）から同年7月10日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成21年7月10日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成21年9月25日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成21年9月25日付けで通知する。

8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糀町一丁目160	(0859-31-9321)